

令和3（2021）年3月19日

報道関係者各位

市公共施設の一部休館・利用制限及び市主催（共催）のイベント・教室等の実施について

1. 市公共施設の一部休館・利用制限について

市公共施設は、令和3年3月21日（日曜日）まで一部休館・利用制限することとしていましたが、緊急事態宣言解除の決定を受け、施設における感染対策を定めた利用基準等の一部強化と施設を利用する市民への感染対策をあらためて周知したうえで、各施設の再開準備を行い、令和3年度開始日である令和3年4月1日（木曜日）より施設を再開及び一部利用制限を解除いたします。

2. 市主催（共催）イベント・教室等について

市主催（共催）イベント・教室等については、令和3年3月31日（水曜日）まで原則中止としていましたが、令和3年4月1日（木曜日）以降については、感染対策を徹底したうえで実施可能といたします。

なお、大規模なイベントにつきましては感染対策に加え、国が示す定員等を遵守して実施可能といたします。

上記1. 2については、令和3年4月1日（木曜日）までの感染状況により内容が変更となる場合がありますので、変更があった場合は市ホームページ等でお知らせいたします。

【問い合わせ】

船橋市新型コロナウイルス感染症対策
保健所本部
047-409-1898